**［声明］政府に対し、日本学術会議の独立性を侵害するあらゆる企てを直ちに中止し、任命を拒否した6名の任命を速やかに行うことを求める**

2023年5月3日

日本私大教連中央執行委員会

　内閣府は2022年12月6日に「日本学術会議の在り方についての方針」を表明し、2023年3月には日本学術会議法の改正法案を通常国会に提出する目論見であった。しかし、各方面で反対意見が噴出し、提出は4月に延期された。提出を強行しようとした直前の4月18日、日本学術会議は総会を開催し、政府に対し提出の見送りを求める「勧告」を全会一致で採択した。この勧告は、日本学術会議が学術会議法に基づいて政府に実現を求める文書であり、日本学術会議の最も強い意思表明となるものである。13年ぶりの勧告を受けて、政府は今国会における改正法案の提出を見送らざるをえなかった。

　改正法案では、会員の選考について、会員等以外の第三者から構成される選考諮問委員会を設置し、「日本学術会議は、選考諮問委員会の意見を尊重しなければならない」と定めるとしている。政府は選考諮問委員の任命は日本学術会議会長が行うのであり、政府が会員選考に関与する意図はないとする。しかし、選考諮問委員自体の選任については科学に関する知見を有する関係機関との協議を条件として定めており、例として政府の有識者会議構成員が挙げられている。このことからわかることは、政府が間接的であれ会員選考に圧力をかけようとする仕組みをつくるものであり、先の6名の任命拒否を事実上、正当化することにほかならない。会員選考の自主性を奪うことは、研究者集団の自治を保障する学問の自由への重大な侵害である。

また、学術会議の活動について、「広く社会と問題意識や時間軸を共有しつつ」としているが、12月の方針では「政府等と問題意識や時間軸を共有し･･･基本的な活動方針を策定」としていた。学術会議を真理探究ではなく政権の意向に従う機関に変質させるねらいが法改正の背景にあったことを示唆しており、すべての学問が戦争へと総動員された戦前の学術体制を想起せざるを得ない。日本学術会議の独立性は、戦争の反省のうえに確立されたものであり、政府方針は、この理念を真っ向から否定するものである。

さらに、広く学術関係者の意見を集め反映させる審議会や日本学術会議との協議を経るというプロセスではなく、内閣府主導でこのような法案を策定し立法化しようとする強権的手法は強く非難されるべきである。

日本学術会議は、「人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命」（日本学術会議法前文）としている。学術のもつ普遍的な価値や国際性は、政権からの独立性がなければ発揮できない。これは歴史が証明してきたことである。私たちは政府に対し、日本学術会議の独立性、学問の自由を侵害する新たな制度改編や法改正の企てを直ちに断念するよう要求する。また任命を拒否している6名の任命を速やかに行うことを強く求めものである。

以　上